

令和2年度事業計画

〔公益目的事業〕

I 国際理解の推進

1 施設の運営及び情報収集提供機能の拡充

(1) 国際交流プラザの運営

「国際交流プラザ」の運営について、県の委託を受けて、県民や在住外国人等をはじめ関係団体等に幅広く利用されるよう各種のサービスの提供を行う。

(2) 国際交流プラザのサービス機能の充実

ア ライブラリーの整備

海外渡航や留学情報、アジア・太平洋諸国をはじめとする世界各国の最新事情及び語学学習や異文化理解に役立つ図書等の整備のほか、海外の新聞や雑誌等を定期的に購入し、閲覧に供する。

イ 情報提供サービスの推進

県民向け並びに在住外国人向け情報提供サービスの充実に努め、国際理解の増進を図る。

また、若者等向けに「ワーキングホリデーセミナー」を開催し、情報の提供と理解を図る。

ウ 相談機能の充実

海外との交流や多文化共生に関する相談等に応じる相談員を配置し、相談機能の充実を図る。

(3) インターネットによる情報提供機能の充実

当協会のホームページを活用し、県民及び在住外国人にインターネットにより多種多様な情報を提供する。

2 広報出版活動の充実

(1) 日本語情報誌「DANRYU」の発行

県内の国際交流活動情報を盛り込んだ県民向けの日本語情報誌を発行する。

発行回数：年1回 発行部数：2,300部

(2) 英文情報誌「South Wing」の発行

県内在住の外国人を対象に鹿児島の日常的に必要な情報を提供するため英文情報誌を発行する。

発行回数：年1回 発行部数：800部

(3) 「国際交流ひろば」の発行

当協会及び県内国際交流・協力団体等の実施するイベント情報等の情報紙を発行する。

発行回数：毎月1回 発行部数：600部

3 国際理解事業の推進

(1) 外国語・文化講座等の開催

ア 「県国際交流員による文化講座」等の開催

県国際交流員による外国の文化紹介や異文化体験等を通して、県民の国際理解を促進するとともに、多文化共生の地域づくりへの関心を高める。

また、県内各地に出向き、多くの県民が異文化体験できる機会の提供に努める。

イ 在住外国人による国際理解講座の開催

鹿児島県でもっとも数が多いベトナム人に対する地域住民や事業主の理解を深めるため、ベトナム人講師による講座を実施し、多文化共生の地域づくりに積極的に参画する機運を醸成する。

「ベトナム理解講座」を行う。【新規】

ウ 「児童・生徒向け国際理解講座」の開催

県内小中学生等を対象に、協会職員による「世界の中のかごしま」をテーマとした講話や、国際交流員による出身国の文化紹介等を行う「来て、見て、知って！国際理解ミニ講座」を開催し、児童・生徒の海外への関心を高め、異文化理解を促進する。

また、幼児から小学校くらいまでの児童とその保護者を対象に、県国際交流員による「英語絵本のよみかたり」講座を開催し、幼少期から英語に触れる機会を提供するとともに、子どもたちの英語への関心を高める。

エ 「一般向け国際理解講座」の開催

市町の国際交流協会、地域の自治会など国際交流に関心のある一般の方々を対象に、協会職員や県国際交流員が当県の国際交流の現状等について説明を行う「鹿児島と世界を考える」国際理解講座を開催し、地域レベルでの国際交流に関する理解の促進を図る。

オ ランチタイム・イングリッシュ・クラブ

英語による外国文化の紹介や自由な意見交換を行うため、県国際交流員による「ランチタイム・イングリッシュ・クラブ」を開催する。

毎週金曜日 12:00～13:00

カ 中国語ランチタイムトーク

中国語による外国文化の紹介や自由な意見交換を行うため、県国際交流員による「中国語ランチタイムトーク」を開催する。

毎週火曜日 12:00～13:00

キ 韓国語ランチタイムトーク

韓国語による外国文化の紹介や自由な意見交換を行うため、県国際交流員による「韓国語ランチタイムトーク」を開催する。

毎週水曜日 12:30～13:30

(2) 国際理解プログラム事業の実施

「協力隊OBと留学生が先生～見える・学べる・世界の国々～」事業の実施

青年海外協力隊や国際協力、発展途上国等に対する理解を深めるため、青年海外協力隊のOB/OGや留学生等を小・中学校に派遣する事業を、鹿児島県青年海外協力隊を支援する会及び青年海外協力隊鹿児島県OB会とで組織する実行委員会で実施する。

実施回数：年41校（予定）

(3) 国際理解教材の整備・貸出し

国際理解，国際交流，国際協力等に資する地域の国際化を目的とした事業等の実施者に対して，民族衣装や国旗，地図等の貸出しを行うとともに，その整備・充実を図る。

II 国際交流活動の展開

1 海外との相互交流の推進

(1) 「鹿児島・全羅北道文化交流事業」の実施【新規】

本県と交流のある韓国全羅北道との間で，相互に講師を派遣し，互いの文化を体験する講座を実施し，相互理解を深める。本年度は，全羅北道からの講師の受入れを行う。

(2) 国際交流イベント等への協力

国際交流関係のイベント等を実施する公的団体等に，語学ボランティアを紹介するなど必要な協力を行う。

(3) 留学関係情報の提供及び相談

世界主要国の留学制度，海外生活，海外事情，ワーキング・ホリデー等に関する書籍を整備し，情報を提供するとともに，相談に応じたり専門機関の紹介を行う。

2 在住外国人との交流促進

(1) 国際交流活動の促進

市町村・企業・団体等が在住外国人との交流活動を行う場合，企画立案等の相談に応じるとともに，共催や後援による協力を行う。

(2) 「地域国際交流促進事業」の実施

市町村や国際交流団体等と連携し，県内各地で行われるイベント等に国際交流ブースを出展し，地域における在住外国人と一般県民との交流促進を図る。

3 国際交流組織等との連携・支援の強化

(1) 民間団体等の国際交流・協力活動への助成

県内の民間団体が行う海外との文化・スポーツ・学術等の国際交流活動，県民の国際理解の推進を目的とする活動，地域レベルの国際交流・協力の推進を目的とする活動等に対し助成金を交付する。

(2) 市町村や市町国際交流協会・国際交流団体とのネットワークの推進

ア 意見交換会の開催

共通の課題や問題を抱える市町村等の職員を対象とした意見交換会を開催し，問題解決のための方策の検討を行うとともに，ネットワークづくりを推進する。
また，市町国際交流協会や国際交流団体間の情報交換及び連携を図るため，メーリングリストの活用を促進する。

イ 「鹿児島県の国際交流・協力団体ダイレクトリー」の拡充

国際交流団体等のネットワークの一助とするため「鹿児島県の国際交流・協力団体ダイレクトリー」の掲載情報を随時更新するとともに，対象団体等の把握に努める。

(3) 全国組織等との連携

ア 全国組織等との連携

地域国際化協会連絡協議会をはじめ、一般財団法人自治体国際化協会など当協会と関係の深い全国組織等との連携を密にし、事務・事業の円滑な推進を図る。

イ 九州地区の協会間の連携

九州・沖縄地区の地域国際化協会組織する連絡協議会の総会及び実務者研究会に参加し、相互の情報交換や連携の強化を図る。

4 国際交流ボランティア制度の拡充

各種ボランティア登録者の拡大を図るとともに、登録者の充実した活動ができるよう支援する。

また、協会の各種事業において、ボランティアの活動の機会を提供するとともに、広報等に努める。

5 旅券発給業務補助を通じた海外交流等の環境づくり

県の委託を受けて、かごしま県民交流センター内に設置されているパスポート窓口及び北薩地域振興局において、旅券の申請受付・作成・交付の業務を行う。

また、県民サービスの一環として、旅券用写真撮影・販売業務を行う。

III 多文化共生社会の推進

1 在住外国人と日本人の相互理解の促進

(1) 「在住外国人のための日本語・日本理解講座」の開催

県内に在住している外国人を対象に、日本語及び地域社会で生活する上で必要な生活情報等についての研修を行い、生活の充実とコミュニケーションの円滑化を図る。

講座回数：年30回 2クラス（水曜日、木曜日）

各クラス定員15名程度

(2) 日本語サロン「おしゃべりひろば」の開催

日本語の日常会話が可能な在住外国人を対象に、フリートーキングを主な内容とする「おしゃべりひろば」を実施し、在住外国人同士のネットワーク構築や日本語会話の上達を図る。

(3) 「多文化共生地域づくり事業」の実施

年々増える在住外国人とのコミュニケーションツールとして、「やさしい日本語」の普及を図るための講座を実施するとともに、「やさしい日本語」を活用し、災害時に外国人を支援するための講座を実施する。

また、学生を対象に、各国の料理づくりを通じて多文化共生への理解を深めるための研修会を実施する。

(7) 「やさしい日本語」普及啓発事業【新規】

(イ) 災害時外国人支援講座

(ウ) 「料理を通じて多文化共生を学ぶ」研修会【新規】

(4) 相談・支援体制の充実（外国人等相談事業）

海外との交流や多文化共生に関する相談に応じる相談員を配置する。（再掲）

また、在住外国人等からの相談などに多言語で応じられる外国人総合相談窓口の運営を行い、適切な情報の提供に努める。

さらに、各種相談に適切に応じられるよう、職員の専門知識の習得やカウンセリング技術の向上に努める。

2 異文化交流の推進

(1) 「外国人による日本語スピーチコンテスト」の開催

各種国際交流団体と連携して県内在住外国人によるスピーチコンテストを開催し、国籍や文化の違いを越えた相互理解及び国際交流を深める機会とするとともに、多文化共生の社会づくりを目指す。

実施回数：年1回

(2) 「県国際交流員による文化講座」等の開催（再掲）

(3) 在住外国人による国際理解講座の開催（再掲）

IV 国際協力の推進

1 留学生への支援

(1) 研究活動費の助成

一定の条件を満たす留学生の学会等への出席などの研究活動を支援するため、旅費等の研究活動費の助成を行う。

(2) 留学生の交流活動への支援

東文字・外国人留生活動等支援事業会計を活用し、留学生会等が主催する国際交流・理解事業等に要する経費の助成など、留学生の交流活動等への支援を行い、国際交流・理解をさらに促進する。

(3) 留学生支援資金貸付制度の運営

留学生が、生活費、住宅費、医療費、学費等で一時的・臨時的に多額の出費を必要とする場合に、無利息で資金の貸付を行う。

(4) 各大学等留学生担当者意見交換会の開催

留学生に関する情報交換や支援のあり方等について、各大学等留学生担当者との意見交換会を実施し、連携を深める。

実施回数：年1回

2 国際協力に対する理解の促進

「青少年国際協力体験事業」の実施

鹿児島県青年海外協力隊を支援する会及び青年海外協力隊鹿児島県OB会と連携し、県内の中・高校生を東南アジアの発展途上国に派遣し、ホームステイや学校等での交流、青年海外協力隊の活動現場の視察などを通じ、国際協力に対する理解や、国際性豊かな人材の育成を図る。

3 国際協力機関等との連携

(1) 独立行政法人国際協力機構との連携

独立行政法人国際協力機構との連携により，協会内に国際協力推進員を配置し，国際協力等に関する情報提供や相談等に応じる。

(2) 在外県人会の支援

ア 郷土情報の提供

在外県人会並びに県出身者に対して，グラフかごしまや県政かわら版等を定期的に送付し，郷土情報の提供を行う。

イ 活動の支援

在外県人会が行う移住者の援護指導，消息不明者の調査，移住者の実態調査，県人子弟の育成・指導，母県との交流などの活動を支援するため，これらの業務を県人会に委託する。（委託先：ブラジル，アルゼンチン，ペルー，パラグアイの4県人会）

〔収益事業〕

県から委託を受けている旅券発給業務補助に付随して，旅券交付申請者の利便性を考慮し，次の事業を行う。

1 旅券発給に係る収入印紙・収入証紙の販売協力

2 旅券用写真の撮影・販売

〔法人管理〕

1 組織基盤の確立

現行の公益法人制度に基づき，業務を着実に執行するとともに，新しい時代感覚と複雑多様化する国際交流・協力事業を円滑，適切に執行するため，各種の研修等による職員の資質向上に努める。

2 財源基盤の確立

基本財産の適切な運用と事業推進に必要な財源確保に努める。